

環廃対発第 060421004 号
平成 18 年 4 月 21 日

一部改正（最終改正）
環循適発第 25033138 号
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県浄化槽行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて

浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについては、令和 6 年 3 月 29 日付け環循適発第 24032930 号環境省環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知により一部改正されたところであるが、今般、現実施要綱の取扱いを下記により改めることとしたので、貴管内市町村（一部事務組合を含む。）に周知徹底されるようお願いする。

記

1. 実施要綱第 3 の（1）のイに規定する「当分の間」とは、原則として 7 年以上であること。
2. 実施要綱第 3 の（2）に規定する「別に定める要件」とは、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 90%以上、放流水の BOD が 20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとともに、平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものであること。
3. 実施要綱第 3 の（4）に規定する「市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築」とは、以下の全ての要件を満たすものであること。
 - ① 市町村が定める浄化槽長寿命化計画においてライフサイクルコスト分析がなされ、浄化槽の更新に比して当該改築事業によることが優位と判断されるものであること。
 - ② 供用開始から 7 年以上が経過している浄化槽の改築であること。
4. 実施要綱第 3 の（6）のイに規定する「環境大臣が定める市町村」とは、別紙に定める市町村とするものであること。
5. 実施要綱第 3 の（11）のイ①アに規定する「別に定める要件」とは、放流水の総窒素

- 濃度が 20mg/ℓ 以下又は総磷濃度 1 mg/ℓ 以下の機能を有するものであること。
6. 実施要綱第 3 の (11) のイ①イに規定する「別に定める要件」とは、BOD 除去率 95% 以上、放流水の BOD10mg/ℓ (日間平均値) 以下及び放流水の総窒素濃度が 10mg/ℓ 以下の機能を有するものであること。
 7. 実施要綱第 3 の (11) のイ①ウに規定する「別に定める要件」とは、放流水の総窒素濃度が 20mg/ℓ 以下及び総磷濃度 1 mg/ℓ 以下の機能を有するものであること。
 8. 実施要綱第 3 の (11) のイ①エに規定する「別に定める要件」とは、BOD 除去率 97% 以上、放流水の BOD 5 mg/ℓ (日間平均値) 以下の能力を有するものであること。
 9. 実施要綱第 3 の (11) のイ①アに規定する「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成を行う事業」とは、市町村の交付要綱において、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置に対する助成規定を定めて、助成を行う事業であること。
 10. 実施要綱第 3 の (11) のイ①イに規定する「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成を行う事業」とは、市町村の交付要綱において、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置に対する助成規定を定めて、助成を行う事業であること。
 11. 実施要綱第 3 の (11) のイ①ウに規定する「窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成を行う事業」とは、市町村の交付要綱において、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置に対する助成規定を定めて、助成を行う事業であること。
 12. 実施要綱第 3 の (11) のイ①エに規定する「BOD 除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成を行う事業」とは、市町村の交付要綱において、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置に対する助成規定を定めて助成を行う事業であること。
 13. 実施要綱第 3 の (11) イ②に規定する「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」を実施する市町村は、交付金交付申請書様式 1-2 別紙内訳の事業計画に必要事項を記載して都道府県あて提出すること。都道府県は、当該事業計画の内容が実施要綱に規定する事業の要件に適合しているか等を審査した上で、交付金を交付すべきものと認めるときは、当職あて提出すること。また、実績報告時に、交付金事業実績報告書様式 7-2 別紙内訳の事業報告に必要事項を記載して都道府県あて提出すること。都道府県は、当該事業報告の内容を審査した上で、適切に交付金の額の確定を行うこと。
 14. 実施要綱第 3 の (11) イ③に規定する「防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業」を実施する市町村は、交付金交付申請書に別紙様式 1 により事業計画書を添付して都道府県あて提出することとし、都道府県は、当該事業計画書の内容が実施要綱に規定する事業の要件に適合しているか等を審査した上で、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金交付申請報告書とともに当職あて提出すること。また、実績報告時に、交付金事業実績報告書に別紙様式 2 により事業報告書を添付して都道府県あて提出することとし、都道府県は、当該事業報告書の内容を審査した上で、適切に交付金の額の確定を行うこと。
 15. 実施要綱 3 の 11) に規定する「上記 (3) 及び (7) の規定に合致する場合には、そ

の内容に基づく事業を実施したものとして取り扱うものとする」場合、事業実績報告書において交付限度額を変更の上、報告するものであること。

16. 実施要綱第3の(11)イ⑦に規定する「汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業」を実施する市町村は、交付金交付申請書に別紙様式3により事業計画書を添付して都道府県あて提出することとし、都道府県は、当該事業計画書の内容が実施要綱に規定する事業の要件に適合しているか等を審査した上で、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金交付申請報告書とともに当職あて提出すること。また、目標年度における浄化槽処理人口普及率を把握した後に、別紙様式4により事業報告書を都道府県あて提出することとし、都道府県は、当該事業報告書の内容を審査した上で、当職あて報告すること。
17. 実施要綱第3の(11)イ②に規定する「別に定める要件」とは、浄化槽の消費電力が表1の消費電力基準以下であり、かつ地域計画の(年度毎)事業計画額のうち5割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換であること。平成28年4月に発生した熊本地震からの復旧・復興に資する計画において設置する浄化槽についても、この要件(浄化槽の消費電力が表1の消費電力基準以下)を原則とする。なお、平成28年4月に発生した熊本地震からの復旧・復興に資する計画とは、被災浄化槽のつけ替え、又は被災住宅の再建に伴う浄化槽とし、既に設置済みの浄化槽を計画に含める場合には、予め環境省と協議を行うものとする。
18. 実施要綱第3の(11)イ⑦に規定する「別に定める要件」とは、表1の消費電力基準以下を原則とすること。

表1 消費電力基準(通常型、BOD10mg/L以下、りん除去型)

人槽〔人〕	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/L以下)	消費電力 (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
n(10人槽以上)	n×7.5	n×10.2	n×15.7

別紙

実施要綱第3の(6)のイに規定する「環境大臣が定める市町村」とは、令和6年能登半島地震により被害を受けた下記の市町村とすること。

石川県七尾市
石川県輪島市
石川県珠洲市
石川県志賀町
石川県穴水町
石川県能登町